

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部文化財課 No.001

処 分 名	資料館資料利用許可の取消し等
処 分 の 概 要	春日部市郷土資料館資料の利用許可を、取り消す場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市郷土資料館条例（平成 17 年条例第 194 号）第 8 条、第 9 条 春日部市郷土資料館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 12 号） 第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条
処 分 基 準	◎春日部市郷土資料館資料の利用許可の取り消しは、次の（１）から（３）のいずれか１つに該当する場合です。 （１）偽りその他の不正の手段により利用等の許可を受けたとき。 （２）職員の指示に従わないとき。 （３）資料を利用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 なお、春日部市郷土資料館資料の利用の許可は、学術研究等のための利用であることが必要です。学術研究等の利用とは、資料の学術研究のほか学校教育や生涯学習上必要なための活動等を含みます。利用の内容は、熟覧、模写、模造、撮影、原版利用、電磁的記録（画像データ）利用などにより、調査・研究・展示・刊行物等への掲載を行うことです。資料の利用にあたっては、実物の場合は資料保護のため取り扱いに十分注意すること、利用許可の権利を譲渡・転貸しないことが許可の条件となります。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/kakushisetsu_toshokan_kominkan_taiikushisetsunado/1/index.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市郷土資料館条例

（資料の利用）

第8条 教育委員会は、資料館の資料（以下「資料」という。）を学術研究等のために館内及び館外での利用に供することができる。

2 資料を利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

（2） 職員の指示に従わないとき。

（譲渡又は転貸の禁止）

第10条 利用者は、その利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

■春日部市郷土資料館条例施行規則

（資料の館内利用）

第6条 学術上の研究等のため、資料館の資料を館内で特別に利用しようとする者は、春日部市郷土資料館所蔵資料等利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用許可申請書の提出を受けたときは、その利用が適当と認める者に春日部市郷土資料館所蔵資料等利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

（資料の館外貸出し）

第7条 教育委員会は、他の資料館、博物館その他教育委員会が適当と認めた者に対し、資料の館外貸出しをすることができる。

2 資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の利用許可申請書の提出を受けたときは、その貸出しが適当と認める者に利用許可書を交付するものとする。

4 資料の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

（許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、第6条第2項又は前条第3項による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

用又は貸出し（以下「利用等」という。）の条件を変更し、若しくは利用等を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（１） 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。

（２） 職員の指示に従わないとき。

（譲渡又は転貸の禁止）

第９条 利用等の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部文化財課 No.002

処 分 名	資料館入館の禁止等
処 分 の 概 要	春日部市郷土資料館の入館の禁止をする場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市郷土資料館条例（平成 17 年条例第 194 号）第 11 条 春日部市郷土資料館条例施行規則（遵守事項） （平成 17 年教育委員会規則第 11 条）
処 分 基 準	◎春日部市郷土資料館の入館の禁止は、次に該当する場合です。 （1）資料館内の秩序を乱し、若しくは乱す恐れがあるとき。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/kakushi_setsu_toshokan_kominkan_taiikushisetsunado/1/index.html
根拠条例及び 関係例規等の抜粋	■春日部市郷土資料館条例 （入館の禁止等） 第 11 条 教育委員会は、資料館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。 ■春日部市郷土資料館条例施行規則 （遵守事項） 第 11 条 教育委員会は、資料館の入館者の遵守事項を定め、資料館の管理上必要があるときは、入館者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。